

浄化槽保守点検の実施状況調べ 記入上の注意 (提出部数 各2部)

1 回答用送り状（様式1）

所管事務所（「提出先及び問合せ先一覧」のとおり）により、以下の表の対応する宛名を記入してください。

所管事務所名	宛 名
東三河総局、新城設楽振興事務所	東三河総局長
尾張県民事務所	尾張県民事務所長
海部県民事務所	海部県民事務所長
知多県民事務所	知多県民事務所長
西三河県民事務所（豊田加茂を含む）	西三河県民事務所長

2 保守点検料金調べ（別表1）

- (1) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間における浄化槽1基の保守点検料金(税込)の平均金額(※1回あたりの料金単価ではありません。また、清掃料金は含みませんので、御注意ください。)を、浄化槽の種類別、人槽別に記入してください。
- (2) 該当する区分及び人槽のものについてのみ回答してください。
- (3) 料金表等を作成している場合は、添付をお願いします。

3 市町村別保守点検契約及び点検回数実績調べ（別表2）

- (1) 名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市を除く全市町村名が記載してありますので、貴事業所の営業区域の市町村の欄に、浄化槽の種類別、人槽別に、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの保守点検契約済み浄化槽基数及び保守点検実施延べ回数を記入してください。
- (2) ① 保守点検契約済み浄化槽基数は、令和6年度末時点における、元請業者として保守点検を契約した浄化槽基数を記入してください。（下請業者として契約した浄化槽基数は含みません。）
- ② 使用開始前基数は、令和6年度末時点において、保守点検契約済みではあるものの、使用を開始していない浄化槽の基数を記入してください。
- ③ 保守点検実施基数は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間において、法令による規定回数以上の保守点検が実施された基数を単独・合併処理浄化槽別に記入してください。（例えば、法令による規定回数が年3回のケースにおいて、保守点検実施回数が年1回や年2回にとどまる場合は実施基数としてカウントしないでください。）

- (3) 保守点検実施延べ回数は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間において、上記(2)の元請業者として保守点検を契約した浄化槽基数に対する保守点検実施延べ回数を記入してください。(下請業者に委託した浄化槽に対する保守点検実施回数も含みます。また、下請業者として実施した保守点検実施回数は含みません。)
- (4) 申請における予定基数及び申請における延べ回数は、浄化槽保守点検業者登録・更新登録申請書の「様式第2 事業計画の概要」(※)の「営業区域に係る市町村」欄に記載された市町村ごとの「年間保守点検実施予定基数」及び「年間保守点検実施予定延べ回数」を必ず記入してください。
- (5) 契約基数について、例年、過小又は過大な報告をしていると思われる業者が見受けられますので、御注意ください。

4 その他

上記1から3までの各様式については、以下のホームページからダウンロードが可能ですので、御活用ください。

愛知県環境局ホームページ「あいちの環境」→環境政策情報→法律・条例に基づく届出様式等→(届出に関する概要)浄化槽関係→【浄化槽関係の届出等様式集】(浄化槽保守点検業者関係)浄化槽保守点検の実施状況等に係る報告様式
(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/jokachosa.html>)

(※)

様式第2 (第1条関係)

事業計画の概要		
営業区域に係る市町村	年間保守点検実施予定基数	年間保守点検実施予定延べ回数

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 主たる営業区域に係る市町村名を○で囲むこと。

浄化槽保守点検業者登録・更新登録申請書の様式第2の に記載されている市町村について全て御記入ください。